

## 独立行政法人国立病院機構あきた病院における 自動販売機(清涼飲料水等)の設置・運営者の公募の公示

平成30年4月1日からの当病院における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための自動販売機(清涼飲料水等)の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

平成30年 2 月 5 日

独立行政法人国立病院機構あきた病院長 間宮繁夫

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

独立行政法人国立病院機構あきた病院における自動販売機(清涼飲料水等)の設置・運営事業

#### (2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、運営の全般を実施する。

#### (3) 貸付(運営)期間

平成30年4月1日 ~ 平成33年3月31日(3年間)

本貸付契約は「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

### 2. 参加資格、選定基準及び評価基準

#### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、上記事業について、良好な運営実績が3年以上あること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑤委託・再委託の禁止  
一括再委託は禁止する。なお、一部再委託(総事業費に占める再委託契約金額の割合が、二分の一未満)の場合は、事前承認が必要。

#### (2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

- ①企画書の提出者の能力  
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ②担当予定スタッフの能力  
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、

その他主要業務の実績

③自動販売機の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性、サービスの充実性

⑤賃貸料見積の妥当性

(3) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由があるに該当する。

(4) 契約細則第6条の規定に該当しないものであること。

### 3. 手続等

(1) 担当課

〒018-1393 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40

独立行政法人国立病院機構あきた病院 事務部 企画課

業務班長 嶋森 学 電話番号0184-73-2002(内線5102)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

平成30年2月5日（月）から同年2月22日（木）まで

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

平成30年2月22日（木）12時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成30年2月22日（木）12時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(5) 見積書開封日時

平成30年2月28日（水）11時00分 中会議室

### 4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書のヒアリング・・・要（定期建物賃貸借契約による予定）

(3) 企画書のプレゼンテーション・・・要

(4) 関連情報を入手するための窓口・・・上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、入札説明書による